

実践報告

「子どもの被害者・目撃者」を守る ～CAC 制度～

飛 田 桂

- 第1 はじめに
- 第2 米国での制度構築の歴史
- 第3 CAC と MDT について
- 第4 日本国内の CAC での実践
- 第5 日本における課題
- 別紙

第1 はじめに

日本では、「子どもの被害者・目撃者」への対応において最も大切だとされている、「超」初期対応の制度が未だ整備されていない。

子どもが被害者の場合には、被害に遭いやすい反面、証拠が存在しないことが多い。そのため、子どもに起きたことが解明されづらく、子ども達が再度危険な目に遭う危険性が残る。一方で、被害を受ける又は目撃したことが、子どもに与える影響は長期間にわたり甚大となる可能性があるとされている。

そのため、子ども達の現在及び将来の安全を守るためには、子ども達が被害に遭った又は目撃したと疑われた時点で、即座に、数少ない証拠を徹底的に収集することが極めて重要になる。子ども達は未成熟で十分な経験もない

ため、被害に遭っていると気づいていなかったり、被害を語る能力や機会を十分にもたないこともある。「ある大人からいやなことをされた」といった程度の、不十分な子どものうったえの段階から、複数の専門家が多角的に検討し、証拠の収集をしていくことが必須となる。

ところが、行政機関は権限行使の根拠が定められているため、子どもが「ある大人からいやなことをされた」としか述べていない時点では、被疑事実（刑事事件）や虐待事実（児童虐待対応）の疑いがあるのかは不明であり、日本では、捜査機関も児童相談所も関与できず、対応が後手に回らざるをえない。そのため、制度的に最も重要なタイミングにおいて、空白の時期が生じている。警察や児童相談所が初期対応をするより前の「超」初期対応ともいうべき時点である。米国では刑事事件なのか、虐待対応事件なのかが分からない、「超」初期対応の方法として、子ども権利擁護センター（child advocacy center, 以下 CAC という。¹⁾ モデルが採用されている。

本稿では、子ども達のために、日本における議論が活発になるよう祈念し、米国での「子どもの被害者・目撃者」を守る制度を紹介したいと考える。

米国での制度構築の歴史（本稿第 2）を簡単に紹介した上で、その中でも重要な制度である CAC（子ども権利擁護センター（Child Advocacy Center））やその大前提となっている多機関連携チーム（Multi-Disciplinary Team, 以下「MDT」という。）について詳述した上で（本稿第 3）、その上で、日本における実践として、認定 NPO 法人子ども支援センターつなぐの活動も紹介（本稿第 4）した上で、日本の課題について提言する（本稿第 5）。

そして、末尾に 2018 年に筆者が米国オレゴン州マルトノマー郡ポートランドにおける CAC や MDT がどのように機能しているかを視察した資料（本稿別紙 1）を紹介する。

第 2 米国での制度構築の歴史

1 「子ども」の被害者や目撃者

子どもは大人に比して、加害から自分を防御する力が弱く、その結果、犯

罪被害に遭いやすい。そして、子どもが暴力（性暴力を含む）の被害に遭ったり、目撃したりした場合には、深刻な精神的影響を受ける。回復までには長期間を要し、時に成人してからしばらくして被害の影響が出ることもある。

加えて、人格形成の中途であるため、その経験自体が人格形成に大きな影響も与え、時には、精神衛生上の課題を抱え、不登校など教育を受けることが困難となったり、場合によっては、犯罪行為に転じることや、アルコールや薬物の乱用、就労困難となるといった結果を引き起こすなど、子どもたち自身の損失はもちろんのこと、社会としての損失が、深刻となる。

米国では、次項に述べるように、こういった社会的損失を防止する観点からも、まさに国を挙げて、子ども達を守るための制度を数十年にわたって、革新的かつ実証的研究に基づきながら行っている。

日本においても社会的損失が大きいことは変わらず、特に少子化が進んでいることや子どもの自殺が多い背景からすると、抜本的対策が必要であるはずである。しかし、日本においては、子どもの被害、目撃、加害について、ケアや再犯防止のプログラムを有する専門家が極めて少なく、保護者においても子どもの被害に対する適切な対応ができることは稀有であるため、「子どもの被害者・目撃者」に対して、適切な治療や支援等を受けさせることができない現状となっている。

2 米国における子どもの被害者・目撃者に対する対応の歴史

(1) 連邦法

1962年にC.ヘンリー・ケンペ博士が「虐待被害児症候群」を発表し、1974年に連邦法により児童虐待防止・治療に関する法律（CAPTA）²が制定され、1977年にケンペ博士が『性的虐待；もう一つの隠された小児科的問題』を発表、1980年代にCACが爆発的に増加してMDTによる対応が進んだ。1990年には後述するNATIONAL CHILDREN'S ALLIANCE（以下「NCA」という。）³が設立され、2010年にCAPTAが改正された。

このうち、1974年に連邦政府によって可決され、2010年に再承認された児童虐待⁴防止および治療に関する法律（CAPTA）は、児童の公正、倫理的及び法的扱いに関する最大の法律であり、身体的、性的、及び心理的虐待を

はじめ全ての形態の虐待から児童を守ることを目的としている。もっとも、CAPTA は、基準とガイドラインを定めるものである。別途、州法や規制法によって、児童虐待の問題が規定されており、全ての州で、児童を虐待やネグレクトから保護するための法律が制定されているようである。州法で扱われている問題としては、義務的報告、児童虐待やネグレクトへの対応、刑事訴追と民事訴追の時効がある。

なお、後述するように、1999 年 6 月、米国の司法省は、「暴力の連鎖を断ち切る。子どもの被害者・目撃者に対する刑事司法の対応を改善するための提言」⁵を公刊している。

(2) 州法

例えば、オレゴン州では、1989 年に MDT 創設が義務化され、1993 年 CAMI 資金が設立、1994 年には投票法 11 (強制執行) 成立、2008 年カーリー法成立、同年ジェシカ法成立、2009 年オレゴン・セーフ・スクール法、同年性教育、2013 年健全な十代の青少年の関係法、2015 年エリン法が成立されているようである⁶。

3 米国における子どもを守る制度について

(1) 義務的児童虐待通告 (mandatory report)

日本にも米国にも、一般市民からの児童虐待通告があるが、日本において「泣き声通告」などと揶揄されることもあるように、通告の精度が低く、隣人トラブルなどが通告として現れることさえもある。

この点、米国では、義務的児童虐待通告 (mandatory report) が規定されており、医療者、学校関係者、保育関係者や法曹関係者といった、早期に虐待を発見する可能性のある専門家に対して、特別な通告義務を課している。専門家からの通告は、精度が高いため、子どもたちの実効的な安全確保に直結しやすい。そして、特に重要な派生効果として、検察官 (地方代理人) も通告義務を負うため、捜査機関から MDT や CAC に対する情報共有が可能となっている。

(2) CAC の存在

1985 年 5 月 1 日、アラバマ州ハンツビルに、米国初の Children's Advocacy

Center（子ども権利擁護センター／チャイルドアドヴォカシーセンター）が設立された。当時の地方検事が、虐待を受けた子供たちを助けるためのより良いシステムを作るための取り組みを組織したものである。米国では、2022年時点で950ヶ所ものCACが設置されている⁷。

子どもたちの安全に懸念点が生じた際に、CACとMDTメンバー（超初期対応時には警察と児童相談所）とが相互に動くことで、超初期対応を実現するものとなっている。

市民から、警察に対して、子どもの安全性が危惧されるとして連絡が入ったとしても、安全確保や犯罪捜査をすることが本来的な役割である警察は、介入時点で現に危険がなく、犯罪事実を基礎づける事実がなければ、何も動かない（動けない）可能性がある。

同様に、市民から、児童相談所に対して、子どもが虐待されている危惧があるとして連絡が入ったとしても、児童相談所は虐待事実を基礎づける事実がないと考えれば、何も動かない可能性がある。

このような場合に、両すくみとなって、事実が明らかにならないことを防ぐために、警察や児童相談所は、通報があればすぐに、CACに子どもを連れて行き、共同捜査／調査を開始する。

CACは、共同捜査／調査で明らかになったことをもとに、警察官、検察官、児童相談所職員、司法面接者、心理士等、医療関係者、被害者アドボケーターなどがMDTとしてケースについて調整できるようにファシリテートし、その後、それぞれが対応を行う。

その後の対応は、各機関各人が専門家として対応し、捜査機関は捜査をして処分をし、児童相談所は子どもの安全確保を実施し、CACは子どもと家族に対応をする。

各州においてよく利用される図式があるため、末尾に添付する。

(3) 国が助成金を出しての実践に関する調査（CACモデル）

米国児童司法及び非行防止局は、CACモデルとして、子ども達がCACを利用した場合について、実際の実践においてどのような効果があるかを学術的に評価する研究を支援している⁸。

CACモデルは、身体的、心理的、性的虐待やネグレクト、近親相姦、家族

外の性的虐待など、あらゆる種類の児童虐待事件を診断し治療するための包括的で文化的に適切なケアを提供する、被害者中心の総合的プログラムとなっている。

CAC モデルの目標は、性的虐待や暴行を受けた若者の被害者へのケアの提供を改善し、客観的で、重複のない対応を通じて、虐待や暴行に関する複数の調査／捜査を調整し、子ども中心のアプローチを強調する包括的なサービスを CAC を通じて提供し、子ども・若者とその家族に対する性的虐待や暴行の有害な影響を軽減することである。

このように、国が助成をして、大学等が実際に子どもの被害に対応している CAC において、実践における結果を研究することによって、よりよい子ども達への対応や、法改正等につながっている可能性があり、日本においてもこういった国からのアプローチが待たれる。

(4) チームアプローチでの調査／捜査

米国においては、通告の直後から、司法手続きに耐えられるような方式で、被害者又は目撃者からの情報を集約し、証拠を確保していく。手続きは制度として州法で規定され、予算立てされた上で実施されている。米国では、「単一の専門職や行政機関では適切な対応はできない」という考え方が強く浸透していることが背景にある。

虐待を受けた子どものケアや治療にチームアプローチが必須であることは、小児科、婦人科、児童精神科、思春期精神科、脳外科、放射線科など、虐待の判断ひとつとっても、多くの科、多くの病院にわたってしまうことから、早くから提言され、1978 年には米国政府機関から医療機関の MDT についての情報共有がされている⁹。

米国でも多くの子どもたちが児童虐待で命を落としているが、既に CAC が爆発的に広がった後、虐待通告が複数あり、複数の政府機関（裁判所を含む）が関与していたにもかかわらず亡くなる事件¹⁰が発生した。裁判所が関与していた中で、6 歳のエリサさんが命を落とすことを防止できなかったことから、どんな専門職や行政機関であっても、児童虐待（第三者加害を含む。性被害に限られない。）の対応においては、単体で適切に対応することはできないこと、すなわち、児童虐待において子どもたちの命を守るためにはチ

ームアプローチが必須であることが、明確に認識されるようになった。

児童虐待におけるチームアプローチを語る際には、必ず MDT (Multi-Disciplinary Team, 多機関多職種連携チーム) すなわち、医療、福祉及び司法その他の専門家等による多職種専門家チームの話を避けては通れない。

(5) 子どもたちへの加害の罰則（法制）化

子ども達への加害について、実効的に警察や児童相談所が動き、子どもの安全を確保するためには、子どもたちへの加害が法律上禁止されるだけでなく、被疑事実となって警察が動く必要性が高い。

例えば、日本では、面前 DV は単に虐待通告の対象となっているに過ぎないため、児童相談所は関与できるが、警察が関与できるのは児童の安全確保のみとなる。しかし、オレゴン州では、家庭内で子どもの前で暴力を見せることは第 4 級暴行罪となっている (ORS 163.160) など、警察が関与できる。

日本の児童「相談所」は、児童福祉司や児童心理司はいるが、子どもたちの安全を確保するための専門調査（捜査）員がいる場所ではない。上述したような実践的な研究とともに、法改正も必要となると思われる。刑事法制化以外にも、安全確保のための法制度化は特に急務である。

(6) 付添犬（子どもたちの証言を可能にすることや負担軽減のための方策）

米国では、被害を受けた子どもが司法手続きや医療手続きを受ける際に、施設犬（ファシリティ・ドッグ）による支援が、Courthouse Dogs® Foundation の基準に則って、全米各地で行われている。CAC や裁判所内に設置されている地区検事の事務所（District Attorney's Office）に犬が常駐し、専門職（被害者アドボケート、司法面接者、警察官、地方検事補など）がハンドラー（犬の行動を管理する者）となり、子どもを支援している。

1989 年、ニューヨーク州の地方検事の事務所 (District Attorney's Office) にて、引退した盲導犬が虐待を受けた子どもを支援したのが、子どもの証言の場面に犬を同伴させた最初の事例で、その後、ミシシッピ州やワシントン州の法廷で証言する子どもに犬が同伴している。2002 年には、司法の場面で子どもの支援をするために特別に訓練されたファシリティ・ドッグが、米国の介助犬育成団体によって育成され、ワシントン州の検察庁に貸与された。

日本においても、2014 年、家庭裁判所の調査官調査を受ける子どもに対し

て、負担軽減のためにセラピー・ドッグを導入したことをきっかけにスタートし、現在、認定NPO法人子ども支援センターつなぐ内に組織される「付添犬認証委員会」において派遣されている。2020年には、刑事裁判で子どもが証言をする際に、初めて付添犬の同伴が認められた。

もっとも、付添犬活動は、ごく一部の地域において実践が先行している状況であり、全国の子どもたちが受けられるよう、制度化が待たれる。また、付添犬活動は、あくまでも、子どもたちが司法手続きにおいて自身の話をすることによる負担軽減、二次被害防止や、子どもが司法手続きに参加する権利を保全するための活動の一つであることから、付添犬活動以外にも包括的に「子どもの被害者・目撃者」へのサポートが必要である。

第3 CACとMDTについて

1 CAC

(1) 概要

CACは、子どもの権利を守るためのセンターである。上述したように、1985年5月1日、アラバマ州ハンツビルに設立されたのが、米国初のCACである。CACでは、①子どもにとって、安心できる良い環境で、子どもに二次的被害(retraumatize)を及ぼさない方法で、適式に、精通したインタビューから話を聞かれること、②その上で、医学的専門家、警察官、心理士、地方代理人、検察官、児童相談所、被害者代理人、その他専門家が、司法面接内容等に基づいてどのように子どもを助けるかを協議して決定すること、を目的としている。②のチームのことをMDT(多機関多職種)と呼ぶが、これがCACの核心部分となる。

CACには、9つの実施要素があり、①子供に適した施設②MDT③研究プログラム及び財務運営を担当する指定法人④文化的に適切な方針および実践⑤エビデンスベースドで重複のない方法で実施される司法面接⑥医学的評価および治療⑦セラピーによる介入⑧被害者支援／アドボケート⑨事例の再調査および追跡、が必要とされている。CACの加盟組織であるNCAが認定基

準として成文化している。

(2) 国による CAC への援助

1987 年には、CAC のネットワークのための団体である NCA (National Children's Alliance の前身) が結成され、主に各団体等へ方向性を導いたり、トレーニングを提供したりした。1990 年には、正式に法人化され、CAC の基本的な構成要素を規定し、ネットワークを全国的な会員制組織に将来成長するための目標が設定された。

米国の司法省内にある司法プログラム局の一部門である児童司法及び非行防止局 (The Office of Juvenile Justice and Delinquency Prevention) は、CAC に対して、CAC 全国補助金プログラム (the Children's Advocacy Centers National Subgrant program) に基づき資金提供しており、NCA などが認定した CAC に対して提供している。また、同児童司法及び非行防止局によって設立された 4 つの地域子ども権利擁護センター (地域 CAC) が、前述した NCAC や NCA とともに、全国の CAC を技術的に支援している¹¹。

(3) 司法面接や系統的全身診察

CAC における警察及び児童相談所が関与しての捜査／調査の一つが、司法面接や系統的全身診察であり、複数の機関が行う捜査／調査のカギとなる構成要素である¹²、法執行機関や・児童相談所、検察官、児童保護担当の弁護士 (child protection attorneys)、被害者のアドボケート (victim advocates)、精神医療者 (medical and mental health practitioners) といった専門家 (必ずしも、これらの者に限られるものではない) により行われる児童虐待の包括的調査の一つ¹³、などといわれる。

日本で当初混乱が起きたため、気を付けなければならないのは、司法面接は MDT によって指名された者によって行われるが、MDT 自身が行うものではない、という点である。なお、米国の司法省の定義によれば、インタビューをする者は、十分に訓練された、中立的な専門家である¹⁴。なお、オレゴン州では、司法面接は「メディカルアセスメント」として規定がされている (ORS 743A.252)。

① 司法面接 (forensic interviewing) とは何か

司法面接とは、米国において開発された構造化された面接法で、子どもが

体験又は目撃したと疑われる虐待や暴力等に関する事実を、子どもの発達にも細やかに配慮され、かつ、法的に信用性のある方法で収集する方法をいう。この面接は、多機関多職種連携チームによる調査／捜査過程の一部として、十分にトレーニングされた中立的な専門家が、研究及び実践に基づいた技術を利用して実施する¹⁵。

② 子どもの司法面接の特徴

子どもに対する司法面接は、事実についての情報をより多く、かつ正確に、子どもから得ることを目的としている。その目的を達するためには、これまでの研究及び実践の結果を踏まえると、面接者が子どもに対して情報を提示することなく、子どもが自身の言葉で自らが記憶していることについて自発的かつ主体的に話すこと（ナラティブ）を促す再生法（recall）による質問を中心に面接が実施されなければならないとされている。

③ プロトコル等の種類

司法面接の実施手順として、司法面接プロトコル（手順書）／ストラクチャー（構造）／モデル（以下単に「プロトコル等」という。）とよばれるものがある。骨組み部分であるストラクチャー（構造）は共通しているが、台本のように面接者がやることが決まっているものから、大きな骨組みのみが定められた柔軟性が高いものまである。

司法面接のプロトコル等は、国際標準の実証的研究及び実践から、米国において開発され、発展した。国外では、米国の研究所（NICHHD）において、心理学者らを中心とする研究グループによって開発されたもの¹⁶や、米国の検察官らのための研究組織と CAC らの協働のもと実践に基づき開発された ChildFirst®のもの、米国の初の CAC である NCAC が開発した「NCAC のインタビューストラクチャー（司法面接構造）」などがある。

プロトコル等の開発者が、当該プロトコル等を利用した司法面接の研修プログラムを実施していることが多いが、司法面接者養成のための研修プログラムとは別に、開発されたプロトコル等を使用するための研修が組まれていることもある。

なお、日本国内で、使用するための研修を受けられるプロトコル等としては、ChildFirst®の「Forensic Interview Protocol」、NPO 法人子ども支援

センターつなぐと NCAC が共同開発した「司法面接構造」¹⁷、仲教授が開発した「NICHHD プロトコルにもとづく司法面接の最小限の手続き」¹⁸などがある¹⁹。

2 MDT (Multi-Disciplinary Team) とは何か

(1) 概要

児童虐待におけるチームアプローチを語る際には、必ず MDT、すなわち、医療、福祉及び司法その他の専門家等による多職種専門家チームの話を避けては通れない。

MDT は、児童虐待やネグレクトの報告に対する効果的な対応を確保するために、協調的かつ協力的に働く専門家のグループである。

州法などで規定される MDT もあれば、子どもの成長に合わせて異なる MDT が介在することもあるなど、MDT チームは時点によって変化し、いくつもの MDT チームが一種多層的に存在していることもある。

最初の時点にあるのが、上述した CAC での調査であることも多いが、別紙 1 に記載しているように、米国には児童相談所に相当する機関（CPS）、法曹関係者（親権制限を行なう地方代理人）、警察が、一つの建物にあり、子どもの保護段階から MDT を行なっている場合もある。

その後、CAC において司法面接をする際の警察官及び児童相談所職員であり、その後方針決定をする際には、さらに多くの関係者が参加することが多い。

(2) MDT の構成員

MDT チームの構成員は各州などによって異なるが、機関を限ることなく多くの機関が連携することを前提にしており、児童虐待の調査／捜査をすることを主目的とした上で、同時並行的に加害者の刑事事件化や、被害者へのケア、などをする。構成員も目的に応じて変更される。

MDT の構成員は、子どもに対する犯罪の捜査や、特定の地域社会における子どもの保護と治療に責任を持つ政府機関や民間の実務家を代表するものである医学的専門家、警察官、メンタルヘルス、地方代理人、検察官、児童相談所、被害者代理人、その他専門家が想定される。

第4 日本国内のCACでの実践

1 概要

日本では、2015年頃に、神奈川県伊勢原市に、子どもの権利擁護センター（CAC）かながわが設立され、2019年に、神奈川県横浜市に、認定NPO法人子ども支援センターつなぐが設立された。いずれの団体も、系統的全身診察を実施できる医師、司法面接を実施できる面接者、司法面接の研修の担い手を有し、子どもの支援（ケースワーク）も行っている。

現在、日本では、2箇所しか存在しないが、司法面接の実施としては、東京都において、カリヨン子ども支援センターが実施している。

また、2022年より、病院拠点型CACの設置を目指す病院のネットワークが、NPO法人子ども支援センターつなぐ代表理事田上幸治医師らにより構築され、2024年より厚生労働省から助成を受けている。

2 子ども支援センターつなぐの実践

(1) 初期対応から中長期対応

認定NPO法人子ども支援センターつなぐ（以下「NPO法人つなぐ」という。）は、神奈川県内にあるCACであり、司法面接や系統的全身診察の実施といった初期対応はもちろんのこと、その後の中長期対応として、生活全般に必要な支援を多機関多職種と連携しながら行っている。

司法面接の実施件数は、のべ30件（2024年10月現在）、系統的全身診察の実施件数が、のべ3件、支援申込件数のべ142名（2024年5月現在）となっている。

(2) 研究等について

NPO法人つなぐにおいては、2022年9月よりアメリカのNational Children's Advocacy Center（NCAC）のコンサルテーションのもと、日本版司法面接ガイドライン・プロトコルの研究・開発（新司法面接プロジェクト）を実施し²⁰、2023年11月「日本版司法面接ガイドライン」²¹を発表し、

さらに、日本の子ども向けに NCAC と司法面接の手順を定めた「司法面接構造」²²を開発した。

MDT 研修、司法面接研修、子どもの話を聞く研修等を実施し、のべ 1363 人が参加している（2024 年 10 月現在）。

2023 年度からは、かかる NPO 法人つなぐ「司法面接構造」を利用した司法面接研修を実施している。

また、2021 年、2022 年と 2 年連続で、子どもの性被害に対する対応の実態を調査し、調査報告書を公開している²³。

(3) 付添犬

NPO 法人つなぐ内に組織される「付添犬認証委員会」において、付添犬についての派遣実施、調査研究等を行っている。付添犬認証委員会は、弁護士、医師、獣医師、介助犬訓練士、研究者から成る。付添犬認証委員会は、前述の Courthouse Dogs® Foundation と連携し、日本における安全な活動を実現するために、日本の制度や現状に合わせて付添犬による支援を確立してきた。

2020 年には、刑事裁判で子どもが証言をする際に、初めて付添犬の同伴が認められた。裁判手続きにおける証言に付き添った件数が 5 件、裁判所において証言に付き添った回数としては 10 回、捜査機関による事情聴取同席が 12 回、司法面接での同席が 5 回、前後のふれあいや心理的ケアを含めた派遣回数が 178 回となっている。

第 5 日本における課題

1 「子どもの被害者・目撃者」への対応

現在（2024 年 11 月）から 25 年前である、1999 年 6 月、米国の司法省は、「暴力の連鎖を断ち切る。子どもの被害者・目撃者に対する刑事司法の対応を改善するための提言」²⁴を公開した。

巻頭では、副司法長官が、被害者・目撃者としての子どもたちが長期的影響を受けることを前提に、刑事司法制度が子どもの被害を真剣に受け止めた

ければならないと宣言し、「子どもの被害者や証人に効果的に対応するためには、刑事司法制度に携わる私たちが、これまでとは違うやり方を学ばなければならない」として、捜査機関側からむしろ力強いメッセージが放たれている。

そして、紹介される実践とプログラムにおいても、革新的な多岐にわたる提言をしている。捜査機関側からの形式的ではない、力強い提言となっており、司法面接、後述するCAC、被害者代理人、警察の取組、被害者支援、法廷について、証言に備えるプログラムなど、13項目にもわたり、当時のベストプラクティスが紹介されている。

大人から被害を受けた子どもの利益は、大人たちの利益と潜在的に相反しているため、子どもたちの利益は、常にもろく、大人によって容易に奪われてしまう。子ども「だけ」の制度は作らずに、大人の制度に抱き合わせで作る傾向に流れることすらある。その意味で、政治的なアクションに任せてはならない分野の問題ではないだろうか。

日本においても、25年前に米国の司法関係者が声を上げたように、「子どもの被害者・目撃者」のために、法務省や警察庁が、声をあげて提言されることが待たれる。

既にみてきたように、米国では、CACやMDTといった制度構築だけではなく、よりよい制度構築のために国が子ども達のために助成金を支払って、研究し、それを踏まえて実践し、というサイクルを実施している。子ども達の状況は、日本においても米国においても、大きく異なるものではない。超初期対応が空白化してしまっている現状を含めて、小手先な変更ではなく、大きな方針転換が待たれる。

2 「単一の専門職や行政機関では適切な対応はできない」という認識

いわゆる「目黒の結愛ちゃん事件」では、香川県内の医療機関、児童相談所が家族に関与していたものの、引越しをした後、東京都で結愛さんが保護者に殺されるという結果を引き起こした。その際には、多くの報道がされ、耳目を集めた。報道は過熱したが、一方で、児童虐待についての抜本的な変更などは特に行われなかった。

日本では、「単一の専門職や行政機関では適切な対応はできない」という認識が広まっておらず、むしろ、単一の専門職や行政機関に対して、本来の専門性を越えた職務を課すなどして、児童虐待等にかかわる専門職の燃え尽き症候群や精神崩壊を引き起こす一因となっている。特に、児童虐待において本来は最も子どもの安全確保においてキーパーソンとなるはずの捜査機関が、一部の例外的な自治体を除いて、代表者聴取という形式以外ではチームに入っていないという事態すら起きている。

一方で、日本でも、各専門職が集まって、チームアプローチで子どもたちのために対応しはじめている自治体などもあるが、「単一の専門職や行政機関では適切な対応はできない」という認識が広まり、日本全国どこの子ども達に対しても、よりよい対応が実施されることが待たれる。

米国オレゴン州における実践（2017 年記したもの）

第 1 CAC の視察概要

1 施設概要

CARES NW（Child Abuse Response and Evaluation Service. Northwest）²⁵は、1987 年 9 月 1 日に設立された、オレゴン州ポートランドのエリオットにある Legacy Emanuel Medical Center²⁶という大病院の一角に位置する。同所には、4 名の虐待専門医がおり、24 時間、交代制で疑わしい子どもの死や虐待がある場合に現場に行き、診察や検死のサポートを行っている。年間 175 件ほど取り扱っている。CARES NW は、医療機関でありながら、ポートランドの全ての医療機関と提携しており、財政的技術的サポートを行っている。CARES NW の収入源は、子どもが加入している保険、ファンド（CAMI²⁷、PCL（Portland children's levy）や直接の寄付から成っている。

2 視察概要

視察においては、まず、同施設の、インテーク室、診察室、司法面接室、小さなラボなどを見学した。

(1) インテーク室

インテーク室では、年間 3,000 件ほどの電話がかかってくる。職員は、それらの電話を、緊急事案か、通常の営業時間の診察か、トリアージし、診察につなげている。

(2) 診察室

診察においては、親権者（CPS に保護された子供は DHS のケースワーカー）とともに来院した子どもが診察を受ける。診察室は、普通の病院にある診察室を似せた作りになっているが、マイクで音を拾っており、子どもと医師の会話が司法面接室のバックルームで聞けるようになっている。コルポスコープがあり、外傷の診察とカメラ撮影に

よる証拠の収集が同時に行われている。

(3) 司法面接

司法面接に際しては、子どもとインタビュアーが入る部屋が二つと、その二つの部屋をマジックミラー越しに見ることができるバックスタッフ用の部屋が一つある。

診察を担当した医師が子どもを司法面接室に案内する。バックルームでは、マジックミラー越しに、子どもとインタビュアーが横並びに座っている様子が見られるため、子どもの表情がはっきりと見られる。

(4) 捜査や刑事裁判，民事裁判への協力

捜査において、現場での虐待の客観的状況や検死官への専門的アドバイスをするため、CARES NW の医師は、常にポケベルを持ち歩いている。（この後視察した MDT においても、地方代理人が同様に常にペイジャーを持ち歩き、警察官の捜査中にも情報収集や専門的アドバイスをするために現場にかけつけることがあるとのことだった。）

また、裁判への協力も多く、同所では、1 日 1 時間はスタッフの誰かが法廷で過ごしているとのことだった。Family court 親権について判断する）、juvenile court, criminal court（虐待者の刑事責任などについて判断）において証言をするとのことだった。

証言経験のある医師は、裁判所における証拠法則なども十分理解しており、例えば、過去に、虐待を示す身体的所見のない子どもについて虐待の有無を証言した医師の証言について、裁判所が陪審員の判断を誤らせるとして証拠能力を否定したケースがあったため、診察において虐待の客観的証拠がなかった場合には、虐待の有無について証言をすることはしないように気を付けるなどしているとのことだった。

(5) 小さなラボ

同所では、簡易検査を同所内で行えるよう、最低限の検査キットが置かれている。さらなる検査は、同じ敷地内の専門医に任せていた。

3 司法面接の流れ

(1) はじめに

司法面接については、基本的には、診察前の情報共有、診察、司法

面接、報告書作成の順序の一環として行われる。MDT チームがあることや、司法面接が録画されること、報告書が必ず作成されること、ピアレビューを受けることなどは、司法面接のプロトコルに定まっており、オレゴン州では州法で制定されているとのことだった。説明を受けた順に説明する。

(2) 診察前

集まった情報について、CPS、捜査機関、医師、インタビュアーで共有される。情報は、CPS（DHS から得た情報を含む）、親権者、親類から得た情報となる。内容としては、健康状態や、親権者の離婚など社会的情報、虐待通告までの経緯などがある。ここで共有された情報は、各機関と共有されているため、その後は各機関独自の情報として各機関内で使用することができる。また、この情報は、親権者にも伝えられる。司法面接は、親権者からの依頼で受ける。子どもが既にCPS に保護されていれば、CPS の依頼で行う。虐待親からの依頼を受けることもあるとのことだった。分け隔てなく依頼を受けることが中立性のために必要だとのことだった。

(3) 診察

診察には、医師とその後予定される司法面接のインタビュアーが同席する。前述したように、診察室内の音声は、司法面接室のバックスタッフ室に流しながら行われる。子どもの全身、陰部の診察においては、異常があってもなくても、全て写真で記録を残す。

司法面接と言えるためにはMDT が関わっていることが必要であり、バックスタッフ室には、CPS、捜査機関が在席することが通常である。但し、必ずしも全員の存在が必須要件ではなく、視察において見た司法面接においては捜査機関が不在であった。

診察室にインタビュアーが在席することは、診察から次の司法面接をスムーズに行い、子どもの負担を軽減することができる。例えば、子どもが開示した際の様子や、開示自体に抵抗がある様子があれば、前者については「さっきの話をもう一度聞かせて」という風に聞くことができ、後者であれば徒に診察室でした質問を重ねるのではなく、

違う手法を用いて聞くことができる。

(4) 司法面接

司法面接室には、医師とインタビュアーが子どもを連れて行き、医師が子どもに粘土などの遊び道具を手渡ししながら、隣の部屋に居ると伝えることで、診察室との連続性を保っている。司法面接の手法は、オレゴン州に司法面接の規定があるためそれを使用しつつ、改良を加えたものを使用している。もっとも改良を重ねているため、例えば日本国内で現在も紹介されている、インタビュアーとバックスタッフが面接中に電話やイヤモニターで内容を確認するような手順はもう使っていないとのことだった。

(5) 報告書

事前情報、診察結果（医師作成）、司法面接結果（インタビュアー作成）は、一つの報告書としてまとめられる。

親権者に許可をもらって、MDT の構成員と共有される。例えば、監護者、医療機関、スーパーバイザー、ケースレビューをする者、CPS、セラピストと共有される。兄弟について担当する CW が共有することもある。

CPS による事実上の働きかけで親権者が許可を出すことがほとんどだが、親権者が許可を出さない場合には、裁判所からの開示命令によって提出する。

4 その後のサポート

(1) 子どもの監護（親権について）

子どもの親権（監護権）については、保護者（保護後は DHS のケースワーカー）が同行しているケースであっても、診察、面接後に、コミュニティーパートナーやファミリーサポートパートナーとともに、何が子どもにとって安全で、何がいいか、ということを確認する。

保護者と親権者（監護権者）が異なる場合には、その後、親権者（監護権者）と会って、全身系統診察の結果や、司法面接の結果、その他全てを話し、情報を共有する。例外は、親権者（監護権者）が聞いたくないときや、加害者に加担している場合である。

どのような場合に親権者（監護権者）への情報共有をしないかは、病院の顧問弁護士と相談して行う。子どもの最善の利益の観点から、CPSや警察と協力して、決め、場合によっては、親権制限に踏み切り、子どもを保護することがある。

(2) カウンセリング

子どもと、家族へのサポートがメンタルヘルスのカウンセラーからなされる。報告書がカウンセラーにも共有されることで、ここでも他機関連携による連続性が保たれている。子どもが CPS によって家族から離され、里親の下に行くことになっても、子どもがどこに行ったのかということを非虐待親とコンタクトをとりながらやっていく。始めたときには特定の TF-CBT から始めたが、現在は、AF-CBT も導入している。非虐待親が自分を責める気持ちを改善したり、自分の認識と子どもの思いにずれがあることを理解させたりする手法は功を奏しているとのことだった。

(3) 学校への講師派遣

OR 州では、デート DV、性虐待の授業が義務づけられている。ケアーズ NW では、この授業担当者を派遣している。

第2 Multidisciplinary Child Abuse Center の施設見学概要

- 1 地方代理人²⁸、警察（児童虐待の部署）、児童福祉局の3つの部署と児童福祉局のホットラインセンターが入っている Multidisciplinary Child Abuse Center を見学した。オレゴン州法などで規定される MDT とは、これらの三部署には限られず、学校の先生や被害者代理人も含まれるため、いわゆる MDT の一部が入った部署となる。
- 2 この施設では、大きく、ホットラインセンターで受けた電話や通告を仕分けして、①子どもの安全確保②CAC で診察と面接をする（前出の CARES NW がほとんど行う。）③捜査の検討を行う。
- 3 オレゴン州では、医療関係者、教師、看護師等、検察官を含む弁護士など幅広い通告義務が定められているため、多くの電話がかかってくる。クロスレポーティング制度により、ホットラインセンターへの通告は必

ず警察にも回される。逆に、警察が見つけた虐待についても通告義務があるために必ず児童福祉局に回される。ホットラインにきた通告は、すぐに仕分けがされ、対応される。

- 4 児童虐待についての情報がこの施設に集約され、児童の安全性確保についての情報収集や証拠収集と、加害者の刑事事件化のための情報収集と証拠収集が同時に行われており、児童の安全性確保は児童福祉局が地方代理人と連携を取りながら、安全性を確保し、証拠を収集する。
- 5 児童の安全性確保と親権などの問題についてもチームで検討している。児童福祉局、家族支援サービスの部署である警察、地方代理人が、必要な証拠を収集し、一時的な親権を児童福祉局がもつか、保護者がもつかなども相談して検討している。地方代理人は毎日のように裁判所に行くこととなる。

一方で、ホットラインにきた情報のうち、警察がかかわることになったものは、刑事事件化するための捜査を警察が児童福祉局と常に連携をとりながら行う。逮捕や証拠について、地方代理人に相談を仰ぐこともできる。

- 6 しかし、捜査を担当するのは、公判請求権をもつ検察官であるため、通常刑事を現場に派遣するときには、担当する予定の検察官が現場にかけつけ、証拠収集等を行う。この現場に CARES NW の医師が派遣されることも多く、そうすると医療的観点からも MDT の観点からも検察官や司法解剖医への有効な助言がされる。

出典: https://www.nationalchildrensalliance.org/wp-content/uploads/2017/12/NCA_CACmodel.pdf

HOW DOES THE CHILDREN'S ADVOCACY CENTER MODEL WORK?

■ Core Function of CAC

■ Function Provided by a Team Member

LAW ENFORCEMENT

The role of local law enforcement is grounded in public safety.

If not criminal in nature, law enforcement may not take action.

CHILD PROTECTIVE SERVICES

The role of CPS is to ensure that a child's home is safe.

If the family/caretaker is not the alleged abuser, CPS may not take action.

Immediate Response

**Priority Assigned
(24-72 hours)**

Child is brought to children's advocacy center

Joint Investigation Begins
Forensic Interview
Evidence Collected
Photos Taken
Witness Interview
Medical Treatment and Exam

CAC coordinates Case Review with all team members, including law enforcement, prosecution, Child Protective Services, the forensic interviewer, a mental health provider, a medical professional, and a family advocate

Case presented to District Attorney

Suspect Charged or Case Refused

Child & family receive mental health services—Family advocate works with family to assess critical resources and provide support as the case moves through the justice system

Child Removed from Home, or Case Opened for Services, or Case Closed

¹ 諸外国では、Children's Advocacy Center（子ども権利擁護センター／チャイルドアドヴォカシーセンター）のことを「CAC」と略することが多いため、本稿でもCACという。

² Child Abuse Prevention and Treatment Act

³ 米国におけるMDTの組織としては、児童への対応をするチームが非公式に集まるようなものから、約950ある（2022年時点）認定子ども権利擁護センター（CAC）の組織まである。NCAは、児童擁護センター（CAC）やMDTチームを認定し、児童虐待の専門家やコミュニティのためのトレーニング、技術支援、研究、支援、教育を担い手となっている。

⁴ 米国連邦法は、CAPTAにおいて、児童虐待を、①死亡、重度の身体的または心理的危害、性虐待または搾取をもたらす親又は保育者の行為又は未遂行為②重大な危害の差し迫ったリスクをもたらす行為又は未遂行為と定義している。第三者から子どもへの加害について、日本の機能が果たされていない点については、②が保護者からの重大なネグレクトに限定された構造になっていることが背景となっている可能性がある。

⁵ Breaking the Cycle of Violence: Recommendations to Improve the Criminal Justice System Response to Child Victims and Witnesses, U.S. Department of Justice Office of Justice Programs, June, 1999

Available at

<https://ovc.ojp.gov/sites/g/files/xyckuh226/files/media/document/monograph.pdf>

⁶ 2019年8月31日に、NPO法人神奈川子ども支援センターつなぐ（現認定NPO法人子ども支援センターつなぐ）・一般社団法人日本子ども虐待防止学会が共催した、Susan T. Skinner, MD氏講演録（準備中）参照。

⁷ Available at <https://ojjdp.ojp.gov/sites/g/files/xyckuh176/files/media/document/in-focus-childrens-advocacy-centers.pdf>

⁸ <https://www.ojp.gov/pdffiles1/ojdp/218530.pdf>

⁹ “MULTIDISCIPLINARY TEAMS IN CHILD ABUSE AND NEGLECT PROGRAMS” available at

<https://www.ojp.gov/pdffiles1/Digitization/51625NCJRS.pdf>

¹⁰ 1995年、ニューヨークで6歳のエリサさんが亡くなった事件。

¹¹ <https://ojjdp.ojp.gov/programs/childrens-advocacy-centers#Resources>

¹² Child Welfare Information Gateway, Forensic Interviewing: A Primer for Child Welfare Professionals.

<https://www.childwelfare.gov/pubPDFs/forensicinterviewing.pdf>

¹³ Chris Newlin et al, Child Forensic Interviewing: Best Practices
<https://ojjdp.ojp.gov/sites/g/files/xyckuh176/files/pubs/248749.pdf>

¹⁴ 前掲第2

¹⁵ Chris Newlin et al, Child Forensic Interviewing: Best Practices, US Department of Justice, 2015 available at <http://www.nationalcac.org/wp->

content/uploads/2016/07/Child-Forensic-Interviewing-Best-Practices.pdf

¹⁶ 2013年に大きな改訂があった以降はリバイズド版と呼ばれ、筆者が確認した限りでは2021年版が書籍で公表されている。2021年版の「NICHD revised investigative interview: version 2021」(MIREILLE CYR “CONDUCTING INTERVIEWS WITH CHILD VICTIMS OF ABUSE AND WITNESS OF CRIME”)

¹⁷ つなぐ司法面接構造 (日本語訳) <https://tsunagg.org/hp/202403protoco-j.pdf>

つなぐ司法面接構造 (英語) <https://tsunagg.org/hp/202403protoco.pdf>

¹⁸ NICHD プロトコル, 同 revised 版の日本語訳, NICHD プロトコルにもとづく最小限の手続き, 同 revised 版については, 司法面接支援室/司法面接研究会ウェブサイト・NICHD プロトコル (<https://forensic-interviews.jp/doc/?r=276>) を参照。

¹⁹ 日本国内で「NICHD プロトコル」とよばれているプロトコルは, 仲教授の「最小限の手続き」であることが多い。

²⁰ プロジェクトメンバーは, 京都大学大学院法学研究科教授稲谷龍彦氏, 京都大学大学院法学研究科特定助教(当時) 田中駿登氏, 京都産業大学法学部教授田村正博氏, 筆者, 京都産業大学法学部准教授増井敦氏, 国土館大学法学部法律学科教授吉開多一氏(敬称略)。

²¹ <https://tsunagg.org/hp/202311guideline.pdf>

²² つなぐ司法面接構造 (日本語訳) <https://tsunagg.org/hp/202403protoco-j.pdf>

つなぐ司法面接構造 (英語) <https://tsunagg.org/hp/202403protoco.pdf>

²³ <https://x.gd/OUBFT>

²⁴ Breaking the Cycle of Violence: Recommendations to Improve the Criminal Justice System Response to Child Victims and Witnesses, U.S. Department of Justice Office of Justice Programs, June, 1999

Available at

<https://ovc.ojp.gov/sites/g/files/xyckuh226/files/media/document/monograph.pdf>

²⁵ <http://www.caresnw.org/>

²⁶ <http://www.legacyhealth.org/locations/hospitals/legacy-emanuel-medical-center.aspx>

²⁷ Child Abuse Multidisciplinary Intervention

<http://www.doj.state.or.us/victims/pages/cami.aspx>

²⁸ 親権制限を行うが, 公判請求権をもたない元検察官に相当する役職。児童相談所の代理人と元検察官の要素を併せ持つ。